

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目		日本	米国	欧州
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>
発明が特許されるための要件		<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>黙示的な要件として、</p> <p>・技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参酌せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 その他、記載要件等
CS関連発明等の定義		発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方法をいう	「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう 「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素(技術的課題、技術的手段、技術的効果)の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する	Aerotel/Macrossan テスト ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし	(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった (進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ドイツ	インド	ロシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視覚表示も含まれる
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

2. 4 韓国におけるCS関連発明等の特許性に関する重要判決一覧

年	判決の概要
2003	<p>大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決</p> <p>本判例は、BM 関連発明の特許性について、大法院が初めて判断基準を示した事例である。なお、本事件では、大法院は原審の判示をそのまま支持し、直接大法院が BM 関連発明の要件などを判断したものではないものの、その趣旨から、「ビジネスモデル発明」の範囲に属する場合でも特許を受けることができる場合があることを認定したことは明かである。</p> <p>そして、この判例で示された「ビジネス関連発明に該当するには、コンピュータ上においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。」とした判断は、その後の特許・実用新案審査基準及び他の裁判例においても援用されている。</p>
2004	<p>ソウル中央地方法院 2004.10.7.言渡 2003 ガハプ 38530 判決</p> <p>BM 関連発明の保護範囲に関して判断した事例である。韓国の法院（裁判所）では、営業方法の発明に関し、原則としては営業方法が法上の発明となりうるとしながらも、善意の競争を制限するような過度の独占の弊害を憂慮し、他の分野の発明よりもさらに厳格な基準を適用しているとみられる。なお、営業方法発明に関するすべての判決においてこのような立場をとるとは限らないようである。</p>
2008	<p>大法院 2008.12.24.言渡 2007 フ 265 判決</p> <p>大法院が BM 関連発明の特許性について直接判断を示した事例である。当該事件では、「ネットワークをベースに商品購買情報及び仮想アイテム情報を利用してアイテムサーバーにおいてコンサルティング情報を提供する方法」の発明において、ユーザの生活設計の基礎情報に対する分析、比較及び生活設計結果を算出する過程の部分が問題とされた。原審法院は、この部分の過程は、人が生活設計の基礎情報を分析、比較して結果を判断する過程と解釈するほかなく、当該発明は課題を実現するための核心的部分に、人の精神的判断が介入し、また、自然法則を利用しているとみることができず、全体として特許法上の発明に該当するとみることができないと判示しており、大法院も同じ立場をとった。</p>

E. 韓国

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

法上の発明は、特許法²²⁴第2条(1)において、以下のように定義されている。

特許法第2条(1)

「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。

法上の発明に該当しない類型としては、以下のようなものが挙げられている（特許・実用新案審査基準 第3部第1章 4.1²²⁵）。

「4.1 発明に該当しない類型

特許法第2条第1号の発明に該当するか否かについての判断が容易でないため、本指針書では、発明に該当しない類型を例示して、発明に該当するか否かについての判断の助けとする。

4.1.1 自然法則自体

発明は、自然界に存在する法則すなわち自然法則を利用して与えられた課題を解決するための技術的な思想の創作であるため、自然法則自体は発明に該当しない。

したがって、熱力学第2法則、エネルギー保存の法則のような自然法則自体は、発明ではない。

4.1.2 単純な発見であって創作でないもの

発見とは、自然界に既に存在する物や法則を単純に見つけ出すことであって創作ではないため、天然物（例：鉱石）、自然現象等の発見自体のみでは発明に該当しない（2002フ1935）。

しかし、物質自体の発見ではなく、天然物からある物質を人為的に分離する方法を開発した場合、その方法は発明に該当し、また、その分離された化学物質又は微生物等も発明に該当する。

自然界に存在する物の属性を発見し、その属性により新たな用途に使用することにより起因する用途発明も、単純な発見とは区分されるものであり特許法上異なって取り扱われる。原則的に、新たな用途の単純な発見のみでは発明として成立しないが、新たな属性の発見とそれと結びついた新たな用途の提示行為が、通常の技術者にとっては自明でない発明的努力を加えた場合であるなら、発明として認められ得る。

本章において、本文の下線は本報告書の記載にあたり付加したものである。

²²⁴ 「特許法（日本語翻訳）」2017年3月17日、崔達龍国際特許法律事務所（JETRO ソウルよりリンク）、URL: <http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>

²²⁵ 「特許実用新案審査基準（2017.3.1）」KIPO（韓国特許庁）、URL:

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3074&catmenu=m02_03_03

4.1.3 自然法則に違反するもの

発明は、自然法則を利用したものでなければならぬため、自然法則に反するもの(例:永久機関)は、発明に該当しない。この場合、請求項に記載された発明の一部であっても自然法則に違反する部分があれば発明に該当しないこととなる。(関連判例:大法院 1998.9.4.宣告 98フ744判決)

4.1.4 自然法則を利用していないもの

請求項に記載された発明が、自然法則以外の法則(経済法則、数学の公式、論理的な法則、作図法、等)、人為的な約束(ゲームの規則それ自体等)、又は人間の精神活動(営業計画それ自体、教授方法それ自体、金融保険制度それ自体、課税制度それ自体等)を利用している場合には、発明に該当しない(2007フ265、2007フ494)。

論理的な法則や数学的な原理それ自体や、これを直接的に利用する方法、原理自体についての特許を請求するのではなく、数学的な演算によって変換されるデータを利用して特定の技術手段の性能を高めたり制御することによって、有用かつ具体的で実用的な結果を得ることができる技術的な装置や方法として請求する場合には、そのような装置や方法が特定の目的を達成するための合理的な手段として普遍性、反復性及び客観性を持つものであれば、発明として取り扱われる。

特許法上の発明に該当するための自然法則利用の適否は、請求項全体として判断しなくてはならない。したがって、請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用している部分があっても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断されるときは、特許法上の発明に相当せず、反対に請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用していない部分(例:数学公式等)があっても、請求項を全体として把握したとき自然法則を利用していると判断される場合は、特許法上の発明に該当する。・・・

4.1.5 技能

技能は、個人の熟練により達成することができるものであり、知識として第三者に伝達することができる客観性が欠如している。したがって、技能は発明に該当しない。

(例) 楽器の演奏方法、ボールを指で握る方法とボールを投げる方法に特徴がある投球方法等

4.1.6 単純な情報の提示

単純に提示される情報の内容にのみ特徴があるものであって、情報の提示を主たる目的とする場合には、発明に該当しない。

(例1) 録音された音楽にのみ特徴があるCD、コンピュータプログラムリスト自体、デジタルカメラで撮影されたデータ等

しかし、情報の提示が新規な技術的特徴を有していれば、そのような情報の提示それ自体、情報の提示手段、情報を提示する方法は、発明に該当することがあり得る。

(例2) 文字、数字、記号からなる情報を浮彫りで記録したプラスチックカード(情報の提示手段に技術的特徴がある場合)

4.1.7 美的創造物

美的創造物は、技術的な面以外の視覚的な面を有し、その評価も主観的になされるものである。したがって、美的効果それ自体（例：絵画、彫刻それ自体等）は、発明に該当しない。しかし、美的効果が技術的構成あるいは他の技術的手段によって得られる場合、美的な効果を得るための手段は発明に該当することがあり得る。

4.1.8 コンピュータプログラム言語自体、コンピュータプログラム自体

コンピュータプログラムは、コンピュータを実行する命令に過ぎないものであり、コンピュータプログラム自体は発明となることはできない。

ただし、コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現される場合には、当該プログラムと連動して動作する情報処理装置（機械）、その動作方法、及び当該プログラムを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的な思想の創作として発明に該当する。

4.1.9 反復して同一の効果を得ることができないもの

発明の目的を達成するための手段が形式的に提示されているが、その提示した手段により発明者が得た成果と客観的に同一の結果を得ることができない場合、すなわち反復して実施することができないものは、発明に該当しない。ここで、出願発明の反復再現性は必ずしも 100%の確率で効果を得ることができることのみを意味するものではなく、100%より少ない確率であっても効果を得ることができると確実であるならば、反復再現性があるとみる。

4.1.10 未完成発明

特許を受けることができる発明は、完成したものでなければならない。ここで、完成した発明とは、その発明が属する分野で通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術的效果を得ることができる程度にまで具体的、客観的に構成されている発明であり、その判断は、特許出願の明細書に記載された発明の目的、構成及び作用効果等を全体的に考慮して、出願当時の技術常識に立脚して判断する（大法院 1994.12.27.宣告 93フ 1810 判決参考）。

もし、発明の課題を解決するための具体的手段が欠如していたり、又は提示された課題の解決手段のみでは課題の解決が明白に不可能であると認められる場合には、発明に該当しないものとして取り扱う。この場合に、発明者は、信頼できる第三者の実験データにより、その課題の解決が可能であるという事実を立証することができる。」

1. 2 発明が特許されるための要件

特許を受けるための主な要件としては、以下のようなものがある^{226, 227}。

²²⁶ 「特許・実用新案審査基準 2014年6月30日特許庁例規第76号（日本語版）」, JETRO ソウル, URL: http://www.jetro-ipr.or.kr/lawJudge_list.asp

- ・発明であること（特許法第29条第1項）
- ・産業上利用可能性（特許法第29条第1項）
- ・新規性（特許法第29条第1項）
- ・進歩性（特許法第29条第2項）
- ・拡大先願（特許法第29条第3項、同条第4項）

その他、記載要件（特許法第42条）等

発明該当性、産業上利用可能性、新規性、進歩性

第29条（特許要件）

- ① 産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれかに該当するものを除いてはその発明について特許を受けることができる。
1. 特許出願前に国内又は国外で公知されたり公然に実施された発明
 2. 特許出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたり電気通信回線を通じて公衆が利用することができる発明
- ② 特許出願前にその発明が属する技術分野で通常の知識を有する者が第1項各号のいずれかに該当する発明により容易に発明することができれば、その発明に対しては第1項にかかわらず特許を受けることができない。

拡大先願

第29条（特許要件）

- ③ 特許出願した発明が次の各号の要件を全て備えた他の特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同一な場合に、その発明は第1項にかかわらず特許を受けることができない。ただし、その特許出願の発明者と他の特許出願の発明者が同じであったりその特許出願を出願したときの出願人と他の特許出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。
1. その特許出願日前に出願された特許出願であること
 2. その特許出願後第64条により出願公開されたり第87条第3項により登録公告された特許出願であること
- ④ 特許出願した発明が次の各号の要件を全て備えた実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一な場合に、その発明は第1項にかかわらず特許を受けることができない。但し、その特許出願の発明者と実用新案登録出願の考案者が同じであったりその特許出願を出願したときの出願人と実用新案登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。
1. その特許出願日前に出願された実用新案登録出願であること

²²⁷ 「特許実用新案審査基準（2017.3.1）」, KIPO, URL:
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3074&catmenu=m02_03_03

2. その特許出願後、「実用新案法」第15条により準用されるこの法第64条により出願公開されたり「実用新案法」第21条第3項により登録公告された実用新案登録出願であること
- ⑤ 第3項を適用するとき、他の特許出願が第199条第2項による国際特許出願（第214条第4項により特許出願とみなす国際出願を含む。）の場合、第3項本文中「出願書に最初に添付された明細書又は図面」は「国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲又は図面」に、同項第2号中「出願公開」は「出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開」とみなす。
- ⑥ 第4項を適用するとき、実用新案登録出願が「実用新案法」第34条第2項による国際実用新案登録出願（同法第40条第4項により実用新案登録出願とみなす国際出願を含む。）の場合、第4項本文中「出願書に最初に添付された明細書又は図面」は「国際出願日までに提出した考案の説明、請求範囲又は図面」に、同項第2号中「出願公開」は「出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開」とみなす。
- ⑦ 第3項又は第4項を適用するとき、第201条第4項により取り下げたものとみなす国際特許出願又は「実用新案法」第35条第4項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願は他の特許出願又は実用新案登録出願とみなさない。

記載要件

第42条（特許出願）

- ① 特許を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した特許出願書を特許庁長に提出しなければならない。
1. 特許出願人の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地）
 2. 特許出願人の代理人がいる場合は、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名〕
 3. 発明の名称
 4. 発明者の氏名及び住所
- ② 第1項による特許出願書には、発明の説明・請求範囲を記載した明細書と必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- ③ 第2項による発明の説明は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。
1. その発明が属する技術分野で通常の知識を有した者がその発明を容易に実施することができるように明確かつ詳細に記載すること
 2. その発明の背景となる技術を記載すること
- ④ 第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項（以下、「請求項」という。）が1つ以上なければならず、その請求項は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。
1. 発明の説明により裏付けられること
 2. 発明が明瞭かつ簡潔に記載されていること
- ⑤ 削除

- ⑥ 第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を明確にできるように、発明を特定するのに必要であると認められる構造・方法・機能・物質又はこれらの結合関係等を記載しなければならない。
- ⑦ 削除
- ⑧ 第2項による請求範囲の記載方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑨ 第2項による発明の説明、図面及び要約書の記載方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

1. 3 CS 関連発明等の定義

韓国では、CS 関連発明等について「コンピュータ関連発明の審査基準」が存在する。これは、コンピュータ関連発明について特に設けられた審査基準である。なお、ビジネス方法に関する発明については、「営業方法発明」又は「電子商取引（営業方法）関連発明」と呼ばれ、コンピュータ関連発明の一形態として「コンピュータ関連発明の審査基準」又は「電子商取引（営業方法）関連発明の審査指針」に基づいて審査が行われている。

1. 3. 1 CS 関連発明の定義

CS 関連発明に相当する「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」と定義されている（コンピュータ関連発明の審査基準 1. 一般事項、二用語定義（1998.3.1）²²⁸）。

1. 3. 2 BM 関連発明の定義

BM 関連発明は、韓国では「営業方法発明」と呼ばれ、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」と定義されている（BM 特許ロードマップ）²²⁹。また、判例においても「一般的に、ビジネス関連発明とは、情報技術を利用して実現した新しいビジネスシステムやビジネス方法に関する発明をいい、このようなビジネス関連発明に該当するにはコンピュータ上でソフトウェアによる情報の処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない」（特許法院 2001 9.21 宣告 2000 ホ 5438 判決とその上告審の最高裁 2003 5. 16. 宣告 2001 後 3149 判決参照）と言及されている（コンピュータ関連発明の審査基準 2.2.2）。

1. 4 CS 関連発明等が特許可能な発明として認められるか

1. 4. 1 CS 関連発明

CS 関連発明は、請求項に記載された発明が、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものであり、産業上利用することができる場合、及びその他の特許要件を備える場合に特許される。

²²⁸ 海外質問票調査に基づく。

²²⁹ 海外質問票調査に基づく。

特に、CS 関連発明については、「コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する」（大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決）。

請求項に関連した発明が自然法則を利用した技術的思想の創作に該当する場合にのみ、特許可能な発明として認定される。ここで当該発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するためには、請求項において、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、すなわちソフトウェアとハードウェアが協働した具体的手段によって使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することで、使用目的に応じた特有の情報処理装置（機械）又は、その動作方法が構築されている場合をいう（特許・実用新案審査基準 第9部第10章 2.2 成立性）。

1. 4. 2 BM 関連発明

BM 関連発明は、電子商取引関連の発明であって、コンピュータ技術によって実装されたものである場合、コンピュータ関連発明の一種として審査され、特許要件を満たす発明は特許される。

特許法第2条第1号は、自然法則を利用した技術的思想の創作であって高度のものを「発明」として定義しているため、出願発明が自然法則を利用したものではないときには、特許法第29条第1項本文の「産業上利用できる発明」の要件を満たしていないことを理由にその特許出願が拒絶されなければならない。特に情報技術を利用して営業方法を実現する、いわゆる営業方法（business method）の発明に該当するためには、コンピュータ上でソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。一方、出願発明が自然法則を利用したものか否かは、請求項全体として判断しなければならないので、請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用している部分があったとしても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断されるときには、特許法上の発明に該当しない（大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決及び BM 特許ロードマップ（2014.12.改訂））²³⁰。

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

CS 関連発明等に係る出願は、下記のように、それぞれの審査基準に基づいて審査される。

- (i) CS 関連発明特有の部分については「コンピュータ関連発明の審査基準²³¹」又は「特許・実用新案審査基準」第9部第10章
- (ii) BM 関連発明特有の部分については、「BM 特許ロードマップ²³²」、「電子商取引関連発明の審査基準²³³」

²³⁰ 海外質問票調査に基づく。

²³¹ 「コンピュータ関連発明の審査基準」2014年6月, KIPO, URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3074&catmenu=m02_03_03（日本語訳は仮訳）。なお、2017年3月に改訂された「特許・実用新案審査基準」では、第9部「技術分野別審査基準」において、第10章「コンピュータ関連発明」が新たに追加されている。

(iii) 一般的事項については「特許・実用新案審査基準」

なお、BM 関連発明については、「電子商取引関連審査基準」で言及していない事項については、「コンピュータ関連発明の審査基準」に基づいて行われる。

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) CS 関連発明の審査基準

コンピュータ関連発明の特許要件に関し、重要なのは「発明であることの要件」と「進歩性」であるとされ、コンピュータ関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」となる考え方は、次のとおりである。

1. コンピュータ関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるかについての考え方は、次のとおりである。ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、1) 当該ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置（機械）、2) その動作方法及び3) 当該ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる媒体、4) 媒体に保存されたコンピュータプログラムは、自然法則を利用した技術的思想の創作である。

2. コンピュータ関連発明で請求項に関連した発明が自然法則を利用した技術的思想の創作か否か（発明に該当するか否か）を判断する具体的な手法は、次のとおりである。

(1) 請求項に記載された事項に基づいて請求項に関連した発明を把握する。

(2) 請求項に関連した発明においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、すなわちソフトウェアとハードウェアが協働した具体的手段によって使用目的に応じた情報の演算、又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置（機械）、又はその動作方法が構築されている場合、当該発明は自然法則を利用した技術的思想の創作である。

(3) 一方、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていない場合、当該発明は自然法則を利用した技術的思想の創作ではない。」（特許・実用新案審査基準 第9部第10章 2.2 成立性）

すなわち、CS 発明の場合、請求項に関連した発明においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合に限り、1) 当該ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置（機械）、2) その動作方法及び3) 当該ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる媒体、4) 媒体に保存されたコンピュータプログラムのみを請求対象として認定しており、媒体と分離したコンピュータプログラムそれ

²³² 「2014年改訂版 BM 特許ガイドブック」2014年12月10日、KIPO 電子商取引研究会、URL: <http://www.kipo.go.kr/club/front/menu/bbs/view.do?clubId=bm&menuId=3&messageId=23864>、これは、BM 関連発明の理解のために発行されたものであり、審査基準に基づく記載とともに、BM 特許に関する最新の統計情報等を加え、審査基準を補完するものである。

²³³ 「営業方法（BM）関連発明の審査基準」2000年10月、KIPO、URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?seq=1833&c=1003&a=user.news.press1.BoardApp&board_id=press&atmenu=m03_01_02（日本語訳は仮訳）

自体については、保護適格と認定していない。一方、4) の場合、2014年7月の改訂により追加されたが、当該改訂前後のCS発明の実質的保護範囲には変動はない²³⁴。

(2) BM 関連発明の審査基準

発明該当性については、BM 特許ロードマップ (2014.12.改訂) 第3章3.イ. 発明の成立性に以下のように記載されている。

まず、基本的な判断基準として、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、当該ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置(機械)、その動作方法、当該ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的思想の創作」となる。

具体的な判断方法としては、以下のような手順となる。

① 請求項に記載された事項に基づいて請求項に関連した発明を把握する。

② 請求項に関連した発明でソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、当該発明は自然法則を利用した技術的思想の創作となる。

③ 一方、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていない場合、当該発明は自然法則を利用した技術的思想の創作ではない。

④ ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されたものが、発明の詳細な説明及び図面にのみ記載されており、請求項に記載されていない場合には、発明に該当しない。

⑤ 請求項に記載された発明の範囲(方法の発明又は物の発明)に束縛されることなく、請求項に記載された発明を特定するための事項(用語)の意味を解釈したうえで判断する。」

1. 5. 2 進歩性の審査基準

(1) CS 関連発明の審査基準

新規性に関する特別な記載はない。進歩性及び記載要件に関してCS関連発明特有の記載がある。

進歩性に関しては、以下のような記載がある(特許・実用新案審査基準 第9部第10章 2.3 進歩性)。

「2.3.1 基本的な考え方

(1) 進歩性判断は請求項に関連した発明が属する技術分野の出願時の技術水準を正確に把握した後、通常の技術者であればどのようにするのかを考慮して、通常の技術者が請求項に関連した発明を引用発明に基づいて容易に考え出す(想到する)ことができるという論理を付与することができるか否かによる。

²³⁴ 海外質問票調査に基づく

- (2) 具体的には、①請求項に関連した発明及び引用発明（一つ又は複数）を認定した後、②「請求項に関連した発明」と「論理付与に最も適合した一つの引用発明」を対比して請求項に関連した発明を特定するための事項と引用発明を特定するための事項の一致点及び相違点を明確にした後、③この引用発明と異なる引用発明（周知・慣用技術も含む）の内容及び技術常識から請求項に関連した発明に対して、進歩性を否定できる論理の構築を試みる。
- (3) 論理はさまざまな観点から付与することができる。例えば、請求項に関連した発明が引用発明から最適である構成の選択、設計変更、単純に集めておいたものなどに該当するか、又は引用発明の内容に動機付与となることができるものがあるか否かを検討する。
- (4) その結果、論理を付与できる場合は、請求項に関連した発明の進歩性が否定され、論理を付与することはできない場合は、請求項に関連した発明の進歩性は否定されない。
- (5) また所定の目的を達成するために、ある分野に利用されている方法、手段などを組み合わせるか、特定分野に適用するのは、ソフトウェア分野で一般的に試みられていることである。したがってさまざまな分野に利用されている技術を組み合わせるか、特定分野に適用することは、通常の技術者の通常の創作活動の範囲内のものであるため、組合せと適用に技術的な困難性（技術的な阻害要因）がない場合は、格別の事情（顕著な技術的効果）がない限り、進歩性が否定される。」

(2) BM 関連発明の審査基準

進歩性の判断基準は、基本原則とそれに基づいた具体的な判断手法とが BM 特許ロードマップ（2014.12.改訂）第3章 3.ニ. 進歩性において、次のように記載されている。

「1. 判断基準

1) 基本原則

進歩性は請求項に関連した発明が属する技術分野の出願時の技術水準を正確に把握した後、当該分野の通常の知識を有する者が請求項に関連した発明を引用発明に基づいて容易に考え出す（想到する）ことができるという論理を付与することができるか否かにより判断される。

具体的には、i) 請求項に関連した発明及び引用発明（一つ又は複数）を認定した後、ii) 「請求項に関連した発明」と「論理付与に最も適合した一つの引用発明」とを対比して、請求項に関連した発明を特定するための事項と引用発明を特定するための事項の一致点及び相違点を明確にした後、iii) 当該引用発明と異なる引用発明の内容及び技術常識から請求項に関連した発明に対して進歩性の存在を否定することができる論理の構築を試みて判断される。

論理はさまざまな観点から付与できるが、例えば請求項に関連した発明が引用発明から最適である構成の選択、設計変更、単純に集めておいたものなどに該当するか、又は引用発明の内容に動機付与となることができるものがあるか否かを検討する。

その結果、論理を付与することができる場合は、請求項に関連した発明の進歩性が否定され、論理を付与することができない場合は、請求項に関連した発明の進歩性は否定されない。

また、所定の目的を達成するために、ある分野に利用されている方法、手段などを組み合わせるか、特定分野に適用することはソフトウェア分野において一般的に試みられていることであるため、組合せと適用に技術的な困難性がなく、これからの効果も顕著でない限り、進歩性が否定される。

2) 「当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者」の意味

BM 特許において通常の知識を有する者は、当該特定分野に関する技術常識と一般常識（顕著な事実を含む）、及び BM 関連技術分野の技術常識（例えばシステム化技術）を有しており、研究及び開発のための通常の技術的手段を利用することができ、設計変更を含む通常の創作能力を発揮することができ、当該発明が属する技術分野（特定分野と BM 関連技術分野）の出願時の技術水準にあるものすべてを自己の知識とすることができる者を意味する。

3) 具体的な判断方法

特定分野に関する BM 関連発明に使用されている段階又は手段は、適用分野に関係なく機能又は作用が共通であることが多い。このような場合、ある特定分野の BM 関連発明の段階又は手段を、他の特定分野に適用しようとすることは、当該分野の通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に該当する。

例) 「医療情報検索システム」の引用発明がある場合、それと機能又は作用が共通である手段を「商品情報検索システム」に適用する場合、システムの構成要素として広く知られて使用されるものを付加するか、システムの構成要素の一部を均等手段で置換しようとすることは、当該分野の通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に該当する。

ハードウェアである回路で実行している機能をソフトウェアで実現しようとすることは、当該分野の通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に該当する。

人間が一般的に遂行する業務をシステム化してコンピュータにより実現することは、通常のシステム分析手法及びシステム設計手法を利用した日常的作業で可能な程度のものであれば、当該分野の通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に該当する。

広く知られた技術をコンピュータ仮想空間で再現することは、通常のシステム分析手法及びシステム設計手法を利用した日常的作業で可能な程度のものであれば、当該分野の通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に該当する。

請求項に関連した発明と引用発明の相違点が一般人に既に知られた事実又は慣習に基づく場合、その相違点が引用発明、技術常識、一般常識などを考慮して本来当該分野の通常の知識を有する者が適切に決定することができる性格のものであり、組合せに技術的阻害要因がないときは、その相違点は当該分野の通常の知識を有する者が必要に応じて決定する設計上の変更を過ぎず、通常の創作能力の発揮に該当する。」

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

(1) CS 関連発明についての請求項の記載要件

発明は「明確で簡潔に記載される」(特許法第42条第4条第2号)ことが要求される。発明が明確に記載されていない例として、以下のような例が挙げられている(特許・実用新案審査基準 第9部第10章 1.1.2 発明を明確に記載していない例(抜粋))。

「1.1.2 発明を明確に記載しなかった例

特許法第42条第4項第2号は「発明が明確かつ簡潔に記載されていること」を規定している。発明を明確に記載せずに特許法第42条第4項第2号違反の場合は、次のとおりである。

- (1) 請求項の記載自体が明確でない場合
- (2) 発明を特定するための事項の技術的意味を理解することができない場合
- (3) 発明を特定するための事項間に技術的な関連性がない場合
- (4) 特許を受けようとする発明が属する範囲が明確でない場合
- (5) 範囲を曖昧にする表現がある場合
- (6) 発明を特定するための事項に達成しなければならない結果が含まれているとき、請求項に記載された「発明を特定するための事項」及び「出願時の技術常識」を考慮しても発明の範囲に属する具体的なもの(具体的な手段、具体的な物、具体的な工程など)を想定することができない場合」

(2) CS 関連発明についての明細書の記載要件

明細書の「発明の詳細な説明には、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に実施できる程度に、その発明の目的・構成及び効果を記載しなければならない」と特許法第42条第3項に規定されており、実施可能要件を満たしていない場合、特許を受けることができない。

実施可能要件違反の例としては、「特許・実用新案審査基準 第9部第10章 1.2.2 実施可能要件違反の例」において、以下のように4つの場合に分けられて記載されている。

- 「(1) 一般的に使用していない技術用語、略号、シンボルなどを定義していないまま使用しており、これらの用語の意味を明確に把握することができない結果、請求項に係る発明を実施することができない場合。
- (2) 発明の詳細な説明から、請求項に係る発明に対応する技術のステップ又は機能を抽象的に記載しているだけで、その段階又は機能をハードウェア又はソフトウェアでどのように実行するか、実現するかに記載していない結果、請求項に係る発明を実施することができない場合。
- (3) 発明の詳細な説明から、請求項に係る発明の機能を実現するハードウェア又はソフトウェアを単に機能ブロック図又は概略フローチャートで説明しており、その機能ブロック図又は概略フローチャートによる説明では、どのようにハードウェア又はソフトウェアを構成していること明確ではない結果、請求項に係る発明を実施することができない場合。

(4) 請求項は、機能を含む事項で特定しているが、発明の詳細な説明は、フローチャートで説明しているため、請求項の機能と発明の詳細な説明のフローチャートがどのように対応するか明確でない結果、請求項に係る発明を実施することができない場合。」

(3) BM 関連発明についての請求項の記載要件

記載要件に関しては、BM 特許ロードマップ（2014.12.改訂）第3章3.ハ. 特許請求範囲の記載要件において、次のように記載されている。

「内容が不明確であるか又は簡潔でない請求項に対し、特許権が付与されれば発明の保護範囲が不明確になり、特許要件の判断なども不可能になるため、このような問題を防止するために、要件として「発明が明確かつ簡潔に記載されていること」（特許法第42条第4項第2号）を規定している。

請求項に記載された発明が明確かつ簡潔に記載されているか否かは、原則的に請求項の記載を基準として判断し、発明の詳細な説明及び図面の記載、出願時の技術常識などを考慮し、当該発明が属する技術分野において、通常の知識を有する者の立場から判断しなければならない。そして「発明が簡潔に記載されていない」とは、請求項の記載それ自体が簡潔でなければならないということであり、発明自体の概念が簡潔でなければならないというわけではない。

(4) BM 関連発明についての明細書の記載要件

BM 特許ロードマップ（2014.12.改訂）第3章3.ロ. 発明の詳細な説明の記載要件において、次のように記載されている。

「(発明の詳細な説明の記載要件)

1. 判断基準

1) 「当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者」の意味

「当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者」とは「当該出願が属する技術分野において普通程度の技術的理解力を有する者」、すなわち平均的技術者を意味する。

2) 「実施することができる程度」の意味

「実施することができる程度」とは、物の発明においては、当該物を製造することができ、当該物を使用することができなければならない、方法の発明においては、当該方法を使用することができ、物を生産する方法の発明においては、当該方法により、当該物を製造することができる程度をいう。

発明の詳細な説明にのみ記載されていて請求項とは関連のない発明の場合には、発明の詳細な説明にのみ記載されている発明が実施可能に記載されていなくても、詳細な説明に対する記載要件（特許法第42条第3項第1号）違反になることはない。

3) 「簡単に実施することができる程度」の意味

「簡単に実施することができる程度」とは、当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者が過度な試行錯誤や反復実験などを経ずに、当該発明を正確に理解できて再現することができる程度をいう。

2. 具体的な判断方法

一般的に使用されない技術用語、略号、記号などを定義しないまま使用しており、これらの用語の意味を明確に把握することができない結果、請求項に関連した発明を実施することができない場合は、実施可能要件違反となる。

発明の詳細な説明において、請求項に関連した発明に対応する技術的段階又は機能を抽象的に記載しているのみで、その段階又は機能をハードウェア又はソフトウェアでどのように実行し、又は実現するのか記載していない結果、請求項に関連した発明を実施することができない場合には、実施可能要件違反になる。

発明の詳細な説明において、請求項に関連した発明の機能を実現するハードウェア又はソフトウェアを単純に機能ブロック図又は概略フローチャートで説明しており、その機能ブロック図又は概略フローチャートによる説明では、どのようにハードウェア又はソフトウェアを構成するのかが明確でない結果、請求項に関連した発明を実施することができない場合には、実施可能要件違反になる。

請求項は機能を含む事項で特定しているが、発明の詳細な説明はフローチャートで説明しているため、請求項の機能と発明の詳細な説明のフローチャートがどのように対応するのか明確でない結果、請求項に関連した発明を実施することができない場合などは、実施可能要件違反になる。」

(5) その他

特許法第61条（優先審査）、特許法施行令第9条（優先審査の対象）に基づき、2000年7月から電子商取引関連発明の特許出願について出願公開前でも優先審査をできるようになった。優先審査を申請すると、先行技術調査を経て拒絶理由がない場合は、約2-3ヶ月後に登録することができる。

優先審査の対象となる電子商取引関連発明の出願は、次のようなものがある（優先審査申請に関する告示第4条第2号）。

＜優先審査申請に関する告示第4条第2号＞

- (1) 電子取引において、取引方法に関する特許出願
- (2) 電子取引のための電子マネーや決済技術に関する出願
- (3) 電子取引のためのセキュリティや認証技術に関する出願
- (4) その他の電子取引の促進のために特別に優先審査しなければならない必要性が認められる出願

1. 7 保護対象として認められる可能性のあるCS関連発明等のクレーム形式

(1) コンピュータ関連発明のカテゴリ

コンピュータ関連発明で認められ得るカテゴリは、以下のようなものがある。

コンピュータ関連発明で認められ得るカテゴリ ²³⁵

方法の発明	コンピュータを使用した発明が時系列的に接続された一連の処理又は操作、つまり段階で表現することができるとき、その段階で特定される方法	
物の発明	モノ	ーコンピュータを使用した発明が複数の機能要素として表現することができるとき、その機能要素で特定されるもの
	メディア	ープログラムをインストールして実行するか、流通するために使用される「プログラムを記録したコンピュータが読み取り可能な媒体」 ー記録されたデータ構造からコンピュータが実行する処理の内容が特定される構造を持つデータを記録した記録媒体 ーハードウェアと結合されて特定の課題を解決するための、「媒体に格納されたコンピュータプログラム」

「コンピュータプログラム」については、それに準ずる用語（アプリケーションなど）として記載された場合でも許容される。なお、「媒体に保存されていないコンピュータプログラム」は、プログラム自体を示すため、特許を受けることができない（特許・実用新案審査基準 第9部第10章 1.1.1 コンピュータ関連発明 注）。

海外質問票調査

海外質問票調査において、下記のクレーム形式が保護対象として認められる可能性があるかについて調査を行った。

方法、装置、システム、プログラム、モデル（学習済みモデル ²³⁶等）、プログラム製品、プログラムを記録した記録媒体、データ、構造を有するデータ ²³⁷、データ構造 ²³⁸、データ／構造を有するデータ／データ構造を記録した記録媒体、信号

以下、結果を示す。

（保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式）

方法、装置、システム、プログラムを記録した記録媒体、データ／構造を有するデータ／データ構造を記録した記録媒体 ²³⁹

²³⁵ 「コンピュータ関連発明の保護制度」, KIPO, URL:

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8100&catmenu=m06_02_14

²³⁶ ニューラルネットワーク等の学習済みモデル。入力から出力までの演算を行うプログラムと、当該演算に用いられる重み付け係数（パラメータ）の組み合わせ。例：宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル。

²³⁷ データ構造を有するデータ。例：木構造を有するエリア管理データ。

²³⁸ データ要素間の相互関係で表される、データの有する論理的構造。例：音声対話システムの対話シナリオのデータ構造。

²³⁹ データ記録媒体、すなわち記録されたデータ構造によりコンピュータが遂行する処理内容が特定される「構造を有するデータを記録したコンピュータが読み取り可能な媒体」は物の発明として請求項に記載することができる。

(保護対象として認められないクレーム形式)

プログラム²⁴⁰、モデル（学習済みモデル等）²⁴¹、プログラム製品²⁴¹、データ²⁴¹、構造を有するデータ²⁴¹、データ構造²⁴¹、信号²⁴¹

2 歴史的変遷

2.1 判決

大法院 2001.11.30.言渡 97 フ 2507 判決²⁴² (2001年)

コンピュータプログラムに関する発明について、請求項に記載された発明が自然法則を利用したものであると認定した事例である。

出願に係る発明が結局、数値制御入力フォーマットを使用し、ソフトウェアであるサブワード付加加工プログラムを駆動させて、ハードウェアである数値制御装置により機械識別・制御・作動をするようにするだけでなく、ハードウェア外部での物理的変換を惹起させると判断しながら、その「物理的変換」により実際利用可能性が明細書に開示されている以上、当該出願発明を自然法則を利用しない純粋な人間の精神的活動によるものということはできない。

大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決²⁴³ (2003年)

BM 関連発明の判断基準を示した事例である。

「一般的にビジネス関連発明とは、情報技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又はビジネス方法に関する発明をいい、このようなビジネス関連発明に該当するにはコンピュータ上においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。」(後述)

ソウル中央地方法院 2004.10.7.言渡 2003 ガハブ 38530 判決²⁴⁴ (2004年)

BM 関連発明の保護範囲について判断した事例である。

²⁴⁰ 媒体に保存されていないコンピュータプログラムはプログラム自体を請求したものであるため許容されない。

²⁴¹ プログラム信号、プログラム信号列、プログラム製品、プログラム産出物などは、発明が属する範囲が明確でない。

²⁴² 判決文 URL:

http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=2056228&q=97%ED%9B%842507&nq=&w=yegu§ion=yegu_tot&subw=&subsection=&subId=&csq=&groups=&category=&outmax=1&msort=&onlycount=&sp=&d1=&d2=&d3=&d4=&d5=&pg=0&p1=&p2=01&p3=&p4=&p5=&p6=&p7=&p8=&p9=&p10=&p11=&p12=&sysCd=&tabGbnCd=&saNo=&joNo=&lawNm=&hanjaYn=N&userSrchHistNo=&poption=&srch=&range=&daewbyn=N&smpryn=N&tabId=

²⁴³ 判決文 URL:

http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=2059539&q=2001%ED%9B%843149&nq=&w=yegu§ion=yegu_tot&subw=&subsection=&subId=&csq=&groups=&category=&outmax=1&msort=&onlycount=&sp=&d1=&d2=&d3=&d4=&d5=&pg=0&p1=&p2=01&p3=&p4=&p5=&p6=&p7=&p8=&p9=&p10=&p11=&p12=&sysCd=&tabGbnCd=&saNo=&joNo=&lawNm=&hanjaYn=N&userSrchHistNo=&poption=&srch=&range=&daewbyn=N&smpryn=N&tabId=

²⁴⁴ 判決文は非公開である。海外質問票調査に基づく。

「一般的な特許においては多くの場合、代替技術があり、特許技術が適用される範囲も狭い反面、営業方法に関する発明は、その発明が属するサービス業分野において過度な独占を発生させる可能性が高く、このような独占により競争秩序の瞬間的な崩壊、市場の均衡や秩序の毀損などを招来することになる点など、特殊な事情があることを考慮し、BM特許は通常の特許発明より、その権利範囲を厳格に解釈しなければならない。」(後述)

特許法院 2007.06.27.言渡 2006 ホ 8910 判決²⁴⁵ (2007年)

「会社の旅行の計画と管理システムと方法」とする発明につき「営業方法の発明 (BM発明)」の特許性について争われた事例である。請求項に記載された発明が自然法則そのものや人間の精神活動等をそのまま利用している場合、自然法則を利用した発明に該当するかが争われ、当該発明は法上の発明に該当しないとして拒絶された。

「コンピュータ関連発明においていわゆる「営業方法の発明 (BM発明)」は「情報技術を利用して構築された新しいビジネスシステム又は方法の発明」をいい、これに該当するには、コンピュータ上においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。これはソフトウェアがコンピュータにより単純に読むことができるだけでは十分でなく、ソフトウェアがコンピュータで読むことができ、ハードウェアと具体的な相互協働手段により特定の目的達成のための情報処理を具体的に遂行する情報処理装置、又はその動作方法が構築されることをいい、いうまでもなく発明として完成するためには、請求項の記載が単純なアイデアを提起する水準に止まってはならず、発明の目的を達成するための必要不可欠なすべての構成が具体的かつ明確に記載されていなければならない。したがってビジネスモデル発明が成立するには、全体として判断された請求項が人の精神活動などを利用したもの、又は単純にコンピュータやインターネットの汎用的な機能を利用しているというだけでは十分でなく、コンピュータシステム上において、ソフトウェアとハードウェアの具体的な相互協働手段により、特定の目的達成のための情報処理を具体的に遂行する情報処理装置又はその動作方法が構築されることにより、コンピュータ又はインターネットが単純に利用される以上の新しい効果を発揮することができるというものでなければならない。」

²⁴⁵ 判決文 URL:

http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=1982145&q=2006%ED%97%888910&nq=&w=yegu§ion=yegu_tot&subw=&subsection=&subId=&csq=&groups=&category=&outmax=1&msort=&onlycount=&sp=&d1=&d2=&d3=&d4=&d5=&pg=0&p1=&p2=01&p3=&p4=&p5=&p6=&p7=&p8=&p9=&p10=&p11=&p12=&sysCd=&tabGbnCd=&saNo=&joNo=&lawNm=&hanjaYn=N&userSrchHistNo=&poption=&srch=&range=&daewbyn=N&smpryn=N&tabId=

大法院 2008.12.24.言渡 2007 フ 265 判決²⁴⁶ (2008年)

審決理由の記載内容の違法性と、営業方法（BM 発明）の発明の特許性について争われた事例である。請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用したものであっても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断された場合、法上の発明に該当しないと判示した。

「第2条第1号は自然法則を利用した技術的思想の創作であり、高度のものを「発明」として定義しているもので、出願発明が自然法則を利用したものではないときには、同法第29条第1項本文「産業上利用できる発明」の要件を満たさないということを理由に、当該特許出願を拒絶しなければならない。特に、情報技術を利用して営業方法を実現するいわゆる営業方法（business method）発明に該当するためには、コンピュータ上において、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。一方、出願発明が自然法則を利用したものか否かは請求項全体として判断しなければならないので、請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用している部分があっても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断されるときには、特許法上の発明に該当しない。」（後述）

2. 2 審査基準の変遷

CS 関連発明等に関する審査基準の変遷は以下のとおりである。

1984年「コンピュータ関連発明の審査基準」制定

CS 関連発明に関する審査基準を新たに制定し、CS 関連発明に関する特許可能性の判断基準を示した。

ソフトウェアが利用する手順の法則性が自然法則によるものであるときには「方法」の発明として、また、コンピュータがある装置又はシステム内において特定の目的を達成する機能実現手段として利用される場合には「装置」の発明として扱う旨を示した。ただし、基本ソフト（OS）、制御プログラムなどの一部のシステム、ソフトウェアを除いた純粋なソフトウェアは特許の対象から除外された。

1995年「コンピュータ関連発明の審査基準」改訂

CS 関連発明について、特許の対象となる範囲をさらに明確化するための改訂を行った。詳細には、ソフトウェアによる情報処理が対象の物理的又は技術的性質（構造上の性質も含む）に基づいて行われている場合、又はハードウェア資源を伴っている場合には、自然法則を利用したものとみなされて特許を受けることができるとした。

²⁴⁶ 判決文 URL:

http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=2059871&q=2007%ED%9B%84265&nq=&w=yegu§ion=yegu_tot&subw=&subsection=&subId=&csq=&groups=&category=&outmax=1&msort=&onlycount=&sp=&d1=&d2=&d3=&d4=&d5=&pg=0&p1=&p2=01&p3=&p4=&p5=&p6=&p7=&p8=&p9=&p10=&p11=&p12=&sysCd=&tabGbnCd=&saNo=&joNo=&lawNm=&hanjaYn=N&userSrchHistNo=&poption=&srch=&range=&daewbyn=N&smpryn=N&tabId=

ただし、依然として、ソフトウェアを記録した記録媒体は特許の対象からは除外されており、また「技術的性質」という概念が提示されたが、その概念について明確に定義することが難しいということが指摘された。

1998年「コンピュータ関連発明の審査基準」改訂

CS 関連発明の対する判断基準をより明確化する改訂が行われた。詳細には、CS 関連発明において、当該発明に「産業上利用できる具体的手段」、すなわち、技術的思想があるか否かを検討し、特許可否を判断するとした。また、CS 関連発明を特許請求の範囲に記載するにあたり、ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる記録媒体も「物」の発明として特許請求の範囲に記載することができるようになった。

2000年「電子商取引関連発明の審査基準」制定

いわゆる BM 関連発明については、技術的構成要素を伴わない純粋な営業方法については特許の対象とはならず、それ以外についてはコンピュータ関連発明審査基準を適用して審査が行われていた。その後、2000年に入って BM 関連発明に相当する電子商取引（営業方法）関連発明に関する出願が急増してきたことを受け、BM 関連発明特有の事項に対する具体的な基準が要求されるようになった。これを受け、電子商取引関連発明審査指針が2000年8月1日に制定された。

コンピュータネットワークなど技術的構成要素なく、純粋な営業方法のみでは、特許の対象にはならない。営業方法であっても、ハードウェアのような技術的手段と結合した形態で請求されなければならない。なお、出願前に既に公開された営業方法を通常のコピュータ技術を利用して自動化したものに過ぎない場合は、進歩性がないものとして特許を受けることができない。BM 関連発明が特許を受けるためには、従来の営業方法又は新しい営業方法をコンピュータ上で実行されるように実現するにおいて、出願当時の技術水準でみるとき、通常技術水準を越えた技術を利用したということが認定された場合に特許可能となることを示した。

2005年「コンピュータ関連発明の審査基準」改訂

電子商取引関連発明審査基準をコンピュータ関連発明の審査基準に併合する統合を行った。加えて2001年に判決が言い渡された判例の内容を受けた改訂を行った。その判示事項は、「一般的にビジネス関連発明とは、情報技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又はビジネス方法に関する発明をいい、このようなビジネス関連発明に該当するにはコンピュータ上でソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。」というものである（大法院2003.05.16.言渡2001フ3149判）。

2014年「コンピュータ関連発明の審査基準」改訂

この改訂では、ハードウェアと結合され、特定の課題を解決するために記録媒体に記録されたコンピュータプログラムの請求項が認められるようになった。

過去、2006年及び2011年にコンピュータプログラムを物の発明として特許の対象とし、使用の概念に「電気通信回線を通じた譲渡又は貸与」を含ませようとする動きがあったが、いずれも否定されてきたという経緯があった。この改訂でも「コンピュータにA段階、B段階、C段階…を実行させるコンピュータプログラム」という請求項の記載を認めようとする動きがあったが、「媒体に記録された」コンピュータプログラムに限り特許可能となった。

3 主要判決

3.1 判決一覧

- ・大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決
- ・ソウル中央地方法院 2004.10.7.言渡 2003 ガハプ 38530 判決
- ・大法院 2008.12.24.言渡 2007 フ 265 判決

3.2 大法院 2003.05.16.言渡 2001 フ 3149 判決

(判決のポイント)

本判例は、BM 関連発明の特許性について、大法院が初めて判断基準を示した事例である。なお、本事件では、大法院は原審の判示をそのまま支持し、直接大法院が BM 関連発明の要件などを判断したものではないものの、その趣旨から、「ビジネスモデル発明」の範囲に属する場合でも特許を受けることができる場合があることを認定したことは明かである。

そして、この判例で示された「ビジネス関連発明に該当するには、コンピュータ上においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならない。」とした判断は、その後の特許・実用新案審査基準及び他の裁判例においても援用されている。

(大法院の判断)

「名称を「生活ゴミリサイクル総合管理方法」とする出願発明は、全体的に見れば、それ自体では実施できず、関連法令などが備わってはじめて実施できるものであり、管轄官庁、排出者、回収者間の約束などにより行われる人為的決定又はこれに伴う上の管轄官庁などの精神的判断又は人為的決定に過ぎないので、自然法則を利用したものとはいえず、その各段階がコンピュータのオンライン (on-line) 上において処理されるわけではなく、オフライン (off-line) 上において処理されるものであり、ソフトウェアとハードウェアが関連するシステムが具体的に実現されているわけでもなく、いわゆるビジネスモデル発明の範囲に属することもないので、これを特許法第 29 条第 1 項本文の「産業上利用できる発明」ということはできない。」とし、BM 関連発明の場合、コンピュータと結合せず、純粋にオフライン上で処理される営業方法の場合は、発明の概念から除外するとした。

3. 3 ソウル中央地方法院 2004.10.7.言渡 2003 ガハブ 38530 判決

(判決のポイント)

BM 関連発明の保護範囲に関して判断した事例である。韓国の法院（裁判所）では、営業方法の発明に関し、原則としては営業方法が法上の発明となりうるとしながらも、善意の競争を制限するような過度の独占の弊害を憂慮し、他の分野の発明よりもさらに厳格な基準を適用しているとみられる。なお、営業方法発明に関するすべての判決においてこのような立場をとるとは限らないようである²⁴⁷。

(法院の判断)

法院は、営業方法の発明に関し、「インターネットを利用して具現される事業方法又は事業形態に関する本件アイデアのように、いわゆるビジネスモデルに対して付与される特許の大部分は、それ以前に発明されるか、使用された営業方法を参照して、その瑕疵を除去するか補完することにより開発されるという特徴がある点、一般的な特許においては多くの場合、代替技術があり、特許技術が適用される範囲も少ない反面、営業方法に関する発明は、その発明が属するサービス業の分野において過度な独占を発生させる可能性が高く、このような独占により競業他社間の競争秩序の瞬間的な崩壊、市場の均衡又は秩序の毀損などを招来するようになる点など、特殊な事情があることを考慮し、営業方法に関する発明の成立、又はその新規性、進歩性などが認定されるか否かに関しては、通常の特許発明より慎重かつ厳格な基準により審査する必要があるというべきであろう。」と判示した。

3. 4 大法院 2008.12.24.言渡 2007 フ 265 判決

(判決のポイント)

大法院が BM 関連発明の特許性について直接判断を示した事例である。当該事件では、「ネットワークをベースに商品購買情報及び仮想アイテム情報を利用してアイテムサーバーにおいてコンサルティング情報を提供する方法」の発明において、ユーザの生活設計の基礎情報に対する分析、比較及び生活設計結果を算出する過程の部分が問題とされた。原審法院は、この部分の過程は、人が生活設計の基礎情報を分析、比較して結果を判断する過程と解釈するほかになく、当該発明は課題を実現するための核心的部分に、人の精神的判断が介入し、また、自然法則を利用しているとみることができず、全体として特許法上の発明に該当するとみることができないと判示しており、大法院も同じ立場をとった。

(大法院の判断)

「特許法第2条第1号は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり高度なものを「発明」と定義しているため、出願発明が自然法則を利用したものではないときには、特許法第29条第1項本文の「産業上利用できる発明」の要件を満たしていないことを理由に、その特許出願が拒絶されなければならないこと、特に情報技術を利用して営業方法を実現する、いわゆる営業方法（business method）発明に該当するためには、コンピュータ上

²⁴⁷ 海外質問票調査に基づく。

においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていなければならず（大法院 2003.5.16.言渡 2001 フ 3149 判決）、一方、出願発明が自然法則を利用したものか否かは、請求項全体として判断しなければならないため、請求項に記載された発明の一部に、自然法則を利用している部分があったとしても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断されるときには、特許法上の発明に該当しない。」

E. 韓国

1 CS 関連発明等に関する主な論点と判断方法について

(問) 貴国において、CS 関連発明等に関する特許審査の判断基準に関する論点があれば、解説をお願いします。

論点	論点の解説
コンピュータプログラムが「物」か否か	<p>2014年改定審査基準において‘媒体に保存されたコンピュータプログラム’が特許可能な請求対象として認定されるに伴い、コンピュータプログラムを物とみることができるか否かについて論議がある。これに対して、改定審査基準においては‘コンピュータプログラム’を‘物’とみなすという明示的な規定はないが、暗黙的には‘コンピュータプログラム’を‘物’とみなすということが改定審査基準に内包されているとみるのが多数説である。</p> <p>一方、この論点に関連して、コンピュータプログラム発明の性格が物の発明か、論議があったが、コンピュータプログラムを物とみなすならば、コンピュータプログラム特許は、物の発明として方法の発明の場合より、保護範囲が広がるので、改定審査基準がコンピュータプログラム特許の保護範囲を強化したという一部の主張があるが、改定審査基準を通じて、特許にできなかったコンピュータプログラムが新しくコンピュータプログラム特許として認定されることはないので、改正審査基準を通じてコンピュータプログラム特許の保護対象が拡大したわけではないという見解が多数である。</p>
BM 発明の請求項記載時に各段階の行為主体を明示的に記載しなければならないか否か	<p>BM 発明の場合、審査官から各段階の行為主体が不明確だという理由にて特許法第42条第4項第2号の記載不備の拒絶理由が頻繁に通知されており、これに対し BM 発明の請求項記載時に各段階の行為主体を明示的に記載しなければならないか否かについて論議がある。</p> <p>これに関連して、BM 発明の性質上、行為主体を明示的に記載しない場合、相対的に他の発明に比べて広い権利範囲が認定されることを考慮し、各行為の主体を明示的に記載しなければならないという一部意見があるが、通常技術者が明確に知ることができ、また、請求範囲の文言的な記載のみでもその行為の主体を理解することができる以上、各構成の実行主体を明示的に記載する必要はないというのが多数説である。</p> <p>一方、これに関連して特許審判院では“出願発明の動作実行主体は、詳細な説明の記載において、各構成の実行主体が供給者、薬品情報収集ユニット、ネットワーク、プリンタ、データ収集ユニット、</p>

	コンピュータプログラムであり、通常の技術者が明確に知ることができ、また、請求範囲の文言的な記載だけでも、その行為の主体を理解することができる以上、各構成の実行主体を明示的に記載し、その権利範囲を限定する理由がないというべきである。”という同趣旨の審決がある。
発明の成立性	ソフトウェア自体は発明の成立性を満たさない。ただし、ソフトウェアがハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、該当プログラムと協同して動作する情報処理装置（機械）、その動作方法及び該当ソフトウェアを記録したコンピュータで読み取り可能な媒体は、自然法則を利用した技術的思想の創作である。

2 CS 関連発明等に関する最近の審査実務の傾向や変化について

(問) 貴国における CS 関連発明等の最近の審査実務の傾向や変化について、時期と傾向がわかるように教えてください。特に変化がない場合は、いつ頃からどういう傾向で変化がないかを教えてください。

見解	CS 関連発明等に関する最近の審査実務の傾向や変化
1	<p>コンピュータプログラム発明の審査実務における取り扱いに関連して、2014年改定審査基準以後、特別な変化はない。ただ、審査基準改定以後にも、コンピュータプログラム特許の有用性に関する議論は絶えず行われている。</p> <p>具体的に 1) 発明と認定することができるか否か、2) 特許制度の実務上、費用負担、特許審査期間、特許審査の品質面において許容可能か否か、3) 産業発展に貢献することができるか否か、4) 著作権による保護と別途に認定する必要があるか否か、5) オープンソース奨励政策と共存が可能か否か、6) NPE からの副作用はないか否か、を主な争点にして、プログラム特許の有用性に関する議論が活発に行われている。</p> <p>コンピュータプログラム発明の審査実務における取り扱いに関連して、2014年改定審査基準以後、特別な変化はなく、また、コンピュータプログラム発明に関連した最近の審査実務の傾向又は変化の契機となった判例はない。</p>
2	<p>従来はコンピュータ関連発明に関し、1998年に記録媒体請求項を認定し、2000年に BM 発明を認定したが、媒体に格納されたソフトウェア（コンピュータプログラム）の発明の成立性が認定されなかった。しかし、2014年7月1日出願からは、媒体に格納されたコンピュータプログラムの発明の成立性を認定するものとして変更された。</p>

3 CS 関連発明等に関する拒絶理由とその解消方法について

(問) CS 関連発明等の審査における最近の傾向として、貴所の経験から拒絶理由として多いものは何ですか？（複数回答可）また、上記で、発明該当性、進歩性／非自明性のおおよその割合はどれくらいですか？（■：該当、□：非該当）

見解	CS 関連発明等の拒絶理由
1	<p>CS 関連発明等の拒絶理由として、多いものは何ですか？（複数回答可）</p> <p>■発明該当性 □新規性 ■進歩性／非自明性 □記載要件</p> <p>発明該当性の割合：約 5～10%</p> <p>進歩性／非自明性の割合：約 80～90%</p>
2	<p>CS 関連発明等の拒絶理由として、多いものは何ですか？（複数回答可）</p> <p>□発明該当性 □新規性 ■進歩性／非自明性 ■記載要件</p>

（問）代表的な CS 関連発明等の登録特許をサンプル的に抽出し、審査過程において経験した拒絶理由と、その解消方法について教えてください。できるだけ最新の傾向がわかる特許を抽出してください。

特許番号	拒絶理由の内容及び解消方法
案件 KR-1	<p>拒絶理由：</p> <p>審査官は、請求項 1 に記載された“当該ポータルサイトは、利用者が当該ポータルサイトと契約するときには定額の課金システムを採用しており、・・・利用時には、料金は発生せず”に対し、上記記載は人間の人為的決定それ自体であるため、自然法則を利用していないものに該当し、特許法上の発明ということができないという理由で特許法第 29 条第 1 項本文による拒絶理由を通知した。</p> <p>解消方法：</p> <p>電話インタビューを行ったが拒絶理由は覆らず、結局、“利用者が当該ポータルサイトと契約するときには”という記載を削除し、特許を受けた。（“人間の人為的決定ないし行為”が含まれるか否かについて、審査実務は非常に厳格に適用している。）</p>
案件 KR-2	<p>拒絶理由：</p> <p>審査官は、本願請求項 7 は請求範囲の末尾が‘倒立二輪装置の制御プログラム’と記載されており、請求するものが‘制御プログラムを具備した倒立二輪装置’なのか、それとも‘倒立二輪装置の制御方法’なのか明確でないとして特許法第 42 条第 4 項第 2 号の記載不備の拒絶理由を指摘した。</p> <p>解消方法：</p> <p>請求項 7 の末尾を“制御プログラムを記録したコンピュータが読み取り可能な媒体”と補正し、特許を受けた。（コンピュータプログラムそれ自体に対しては、審査実務は登録を不許可としている。）</p>

4 CS 関連発明等の特許明細書等の記載に関する留意点について

(問) 日本から貴国へ CS 関連発明等に関する特許を出願する場合、クレーム、明細書、図面の記載について、特に注意する点があれば記載してください。(PCT ルートとパリルートで特に注意すべき点に違いがあれば、その点についても記載をお願いします。)

見解	CS 関連発明等の特許明細書等の記載に関する留意点
1	<p>コンピュータ関連発明に対する明細書作成時には、特許要件（特許法第 29 条第 1 項及び第 2 項）と明細書記載要件（特許法第 42 条第 3 項及び第 4 項）に注意しなければならない。特に、特許要件に関連しては、コンピュータ関連発明が特許法第 2 条第 1 項で規定する発明に該当しなければならないということと、進歩性要件に関連して注意しなければならない。</p> <p>具体的に挙げれば、次のとおり。</p> <p>(1) 出願発明が自然法則を利用したものか否かは、請求項全体として判断しなければならないので、請求項に記載された発明の一部に自然法則を利用している部分があっても、請求項全体として自然法則を利用していないと判断されるときには、特許法上の発明に該当しないので、請求範囲を全体として自然法則を利用しているように作成しなければならない。</p> <p>(2) 純粋な営業方法自体を請求できない。これは自然法則を利用した技術的思想とはみられないので拒絶され、請求された営業方法がコンピュータ上において実行されないか、人間の行為が介在した場合、自然法則を利用した技術的思想とはみられない。</p> <p>(3) コンピュータ関連発明は、数学的演算を含む段階で構成された方法発明で請求される場合が多いが、請求範囲を全体的に解釈してみると、発明がいかなる入力値を受け入れ、計算を通じて数学的解答を得るか（すなわち、計算過程）のみに限定せず、計算結果が産業上の特定目的を達成するための手段として、いかに利用されるか、具体的に限定して記載しなければならない。</p> <p>(4) 明細書の詳細な説明に請求された発明がコンピュータ上においていかに実行され、コンピュータ技術により、いかに具現されるのか記載されるようにし、請求範囲にもコンピュータ技術により、いかに具現されるかについて、具体的な技術構成に限定して記載しなければならない。これは請求範囲が抽象的アイデアを請求する形式とみられないようにしなければならないためである。</p> <p>(5) コンピュータ関連発明は方法発明、物の発明、記録媒体発明、媒体に保存されたプログラム発明として請求できる。</p> <p>(6) 請求範囲には営業方法をコンピュータ上において遂行するのに必要な必須構成要素が漏れないようにしなければならない。</p> <p>(7) 発明の詳細な説明には営業方法をいかに改善しようとするかという課題と、その解決手段、そして営業方法がコンピュータ上において実行されるようにする</p>

	<p>実現技術をいかに改善しようとするのかという課題と、その解決手段を明確に記載しなければならない。</p> <p>(8) BM 発明の請求範囲が手段又は段階を含む場合、詳細な説明には、当該手段又は段階の具体的な構成を記載しなければならない。</p> <p>(9) 詳細な説明には、請求範囲に記載された発明の重要な技術要素がコンピュータ上においていかに具現されるかについて、具体的な構成を提示しなければならない。</p>
2	<p>CS/BM 発明の請求項を作成するとき、発明の成立性に満たすように審査基準に従って作成することが重要である。例えば、ソフトウェア発明そのものを請求する場合には、必ず媒体に格納されている形態で請求項を作成してこそ成立性が認定される。</p> <p>このような基準は、PCT によるものであれ、パリ条約によるものであれ差がない。ただし、パリ条約による場合には、補正された請求項を出願時に提出することができるが、PCT 出願の場合、国内段階に移行後、補正書の提出を介して請求項を補正しなければならない。</p>

5 機能的記載のクレームの制限及び留意点について

(問) 貴国において、機能的記載のクレームについて制限がある場合、どのような制限があるか、どのような点に注意すべきか、について記載をお願いします。特に、日本から貴国へ CS 関連発明等に関する特許を出願する場合の留意点があれば、記載をお願いします。機能的記載のクレームについて、制限や留意点がない場合は、その旨を記載してください。

見解	機能的記載のクレームの制限及び留意点
1	<p>(1) 機能式表現の許容の有無</p> <p>2007年6月30日以前の特許出願に適用された旧特許法では、“明細書の特許請求の範囲は、発明の構成に欠くことができない事項のみで記載されること”を要件として果たしており(第42条第4項第3号)、請求項に機能的表現を許容するか否かについて論議があった。しかし、2007年の改正法では、“特許請求の範囲には、保護を受けようとする事項を明確にすることができるように発明を特定するために必要であると認める構造、方法、機能、物質又はこれらの結合関係等を記載しなければならない(第42条第6項)”と改正し、請求項の作成において機能的表現の記載形式を認めることを明確にした。</p> <p>判例において“発明の構成を不明瞭にする用語は原則的に許容されず、発明の機能又は効果を記載したいいわゆる機能的表現は、そのような記載によっても発明の構成が全体として明瞭な場合にのみ許容され、その場合には、発明の詳細な説明と図面を参考にして実質的な意味内容を確定することができる。”と判示(大法院1998.10.2.言渡97フ1337判決、2001.6.29.言渡98フ2252判決)し、機能的表現が発明の詳細な説明と図面によって裏付けられ、明確に特定された場合には、機能的表現自体は問題にならないということを明確にした。</p>

(2) 機能式請求項の審査段階での取り扱い

機能式請求項として作成された場合、登録要件の判断対象に対して、判例は、“特許請求範囲は特許出願人が特許発明で保護を受けようとする事項が記載されたものであるため、発明の内容の確定は、特別な事情がない限り、特許請求範囲に記載された事項によらなければならない、発明の詳細な説明又は図面など、明細書の他の記載によって特許請求範囲を制限するか、拡張して解釈することは許容されず、このような法理は特許出願された発明の特許請求範囲が通常の構造、方法、物質などでなく、機能、効果、性質などのいわゆる機能的表現で記載された場合にも同様というべきであろう。したがって特許出願された発明の特許請求範囲に機能、効果、性質などを有するすべての発明を意味すると解釈するのが原則である。”と判示した(大法院 2009.07.23.言渡 2007 フ 4977 判決)。

特に、コンピュータ関連発明に対し、判例は”BM 発明でも、コンピュータ関連発明などにおいては発明の特性上、特許請求範囲を具体的な構造の記載のみでは表現しづらい場合があるので、発明の目的又は効果などを達成するために必要な構造、又は構成を具体的に記載せずに機能又は作用効果などを表す用語を使用して表現するが多いので、このように発明を特定するための事項が作用、機能、性質又は特性によって表現された、いわゆる‘機能式請求項’の場合においては、発明の詳細な説明又は図面などを参酌し、その発明が追求する目的又は効果のための技術的構成及び権利範囲を確定しなければならないであろうし、ただ、この場合にも、発明の技術的構成を発明の詳細な説明又は図面に現れている実施例などに限定して解釈してはならず、発明の詳細な説明などの参酌を通じて現れる技術思想から把握される技術的構成すべてを含む広い概念とみななければならない。”と判示(特許法院 2008.08.22.言渡 2007 フ 9798 特許無効(特))した例がある。

(3) 機能式請求項の権利範囲の解釈

ただ、機能式請求項の権利範囲の解釈において判例は“機能的表現からなる請求項の権利範囲は、請求項に記載された機能を遂行するすべての構成を含むわけではなく、請求項の記載と発明の詳細な説明及び図面によって明確に確定することができる構成のみを含むものに限定して解釈しなければならない。”と判示(特許法院 2006.11.23.言渡 2005 ホ 7354 判決)した例がある。

大法院判例ではないという点において、機能式請求項の権利範囲が一律的に詳細な説明に記載された構成又は実施例と同様に制限されるとみることはできないが、登録要件の判断対象物を特定するときよりは、狭く特定されるとみることができる。

したがって、機能式請求項で記載された発明が登録された場合、機能式請求項の保護範囲が発明の詳細な説明に記載された実施例で限定解釈されるので、当該機能式と記載された構成要素に相応する実施例が発明の詳細な説明に不十分に

	記載されている場合、相対的に権利範囲が狭く解釈される可能性があることに留意しなければならない。
2	請求項が機能的表現を含む場合、審査官はその発明が属する技術分野で通常の知識を有する者の立場から発明の説明や図面などの記載と出願当時の技術常識を考慮し、請求範囲に記載された事項から特許を受けようとする事項を明確に把握できるか否かを判断し、そうではないと認定される場合、特許法第42条第4項第2号違反で拒絶理由を通知する(大法院 2007.9.6.判決 2005 フ 1486 参照)。 [2005 フ 1486]

6 権利行使の観点からのクレームの書き方について

(問) CS 関連発明等では、例えば、クレームで、内部処理の技術的特徴を細かく規定しないと権利がとれない場合や、サーバ側の内部処理を規定しないと権利がとれない場合があり、権利行使の際の侵害立証が難しくなり、有効な権利にならないケースが想定されます。貴国では、そのようなケースで、どのような対応が考えられますか？また、貴所で工夫していることがありますか？

見解	権利行使の観点からのクレームの書き方
1	<p>韓国内ではアメリカのディスカバリ制度のような積極的な証拠収集の手続きが準備されていないので、特許発明に内部処理の技術的特徴が細かく限定されている場合、又はサーバ側の内部処理が限定されている場合には、現実的に相手方が当該権利を実施しているか否かについての侵害立証がかなり難しくならざるを得ない。</p> <p>したがって、コンピュータ関連発明において、請求項の作成時、内部処理のアルゴリズム、又はサーバ側の内部動作などを具体的に請求項に限定せずに、そのような内部処理、又は内部動作の結果が産業上の特定目的を達成するための手段としてどのように利用されるのかについて、具体的に記載する。</p> <p>一方、韓国内でもこのような現実を反映してディスカバリ制度の導入が本格的に議論されている。その一例として、大法院は去る 2015 年 3 月に『事実審の充実化司法制度改善委員会』を構成し、現在の事実審充実化方案の一環として、ディスカバリ制度の導入を本格的に審議している。ディスカバリ制度が導入されれば、証拠不十分による弊害を相当部分解消できると予想され、特にコンピュータ関連発明に対する権利の侵害立証面においても相当部分寄与できるものと予想される。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理により外部に現れる作用を限定するようにする。 ・ 複数の個別構成要素間（サーバークライアントなど）の動作により具現されるシステムの場合、各構成要素を別の請求項で作成する。

7 CS 関連発明等に関する問題点等、全般について

(問) 全体を通じて、貴国において CS 関連発明等で問題となっている点、問題と思う点等がありましたら、教えてください。

見解	CS 関連発明等に関する問題点等
1	<p>(1) コンピュータ プログラムのオンライン配布が特許実施行為か否か</p> <p>デジタル コンテンツが登場するに伴い、情報通信網を利用したコンテンツの送受信が行われるようになったことから、これを法的に規律する必要がある。これに対し著作権法は 2000 年に‘電送’の概念を導入し、2007 年全部改正を通じて‘公衆送信’と‘電送’の概念で、より細分化して取引の実情に合うように早期に対応したが、現行特許法はコンピュータプログラム特許を侵害したコンピュータプログラムをオンラインで配布しても、関連規定がなく、処罰できないという限界がある。これに関連して、コンピュータプログラムを物とみなして、物の譲渡及び貸与に‘電送（情報通信網を利用した提供）’の概念を含ませようとする特許法改正の試みが何度かあったが、文化部をはじめとする諸団体の反対により、失敗に終わったことがある。したがって、コンピュータプログラム特許の侵害に対し実効性ある法的救済を受けられるよう、追加研究が必要と判断される。</p> <p>(2) オープンソース陣営に及ぼす影響を考慮</p> <p>コンピュータプログラムを使用・学習・複製して改善する自由を享受しようとするオープンソース陣営の場合、ソースコードをインターネット上に公開するので、SW のオンライン配布が制限されれば直接的な影響を受けざるを得ない。その一例として、NPE である‘パラレルアイアン’（Parallel Iron）がオープンソース陣営のビックデータ保存フレームワークである HDFS を使用しているアマゾン、フェイスブック、オラクル、リンクドインのようなアメリカ IT 企業らに対して、2012 年に特許侵害訴訟を提起した事例でみられるように、ソースコードが公開されたオープンソースは、特許侵害事実を確認することが容易なので、多くの企業らによるオープンソースの使用を敬遠させる可能性があり、また、開発者も特許侵害訴訟を提起されることがあることから、ソースコードの公開を避けさせるようになり、オープンソース産業が全般的に萎縮することもあり得る。すなわち、オープンソース産業を育成することが現政権の政策であるだけに、オープンソース陣営に及ぼす影響に対して追加研究が必要と判断される。</p>
2	<p>CS/BM の発明の審査において、主に問題となるのは発明の成立性である。しかし、CS/BM の重要性が高まり、請求項を作成するとき審査基準に従えば大きな困難がない。また、実務的に BM 発明の登録率は低い方である。また、CS/BM 発明が登録されたとしても、権利行使を行うにおいて、侵害立証が困難である。</p>

8 CS 関連発明等に関する法律や審査基準等の今後の動向について

(問) CS 関連発明等に関し、今後、法改正や審査基準等の改定の予定がありますか。予定の有無について、YES/NO にチェックの上、YES の場合は、改正、改定予定の「法律や審査基準等の名称」及びその「改正、改定の方向性」について記入をお願いします。また、最近、開発が活発な AI や IoT 関連技術の審査基準等に関するトピックスがあれば、記入をお願いします。

CS 関連発明等に関する法律や審査基準等の最新動向	
CS 関連発明等に関する法改正等の予定がある：	<input type="checkbox"/> YES <input checked="" type="checkbox"/> NO
AI や IoT 関連の審査基準等に関するトピックス：なし	

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>